

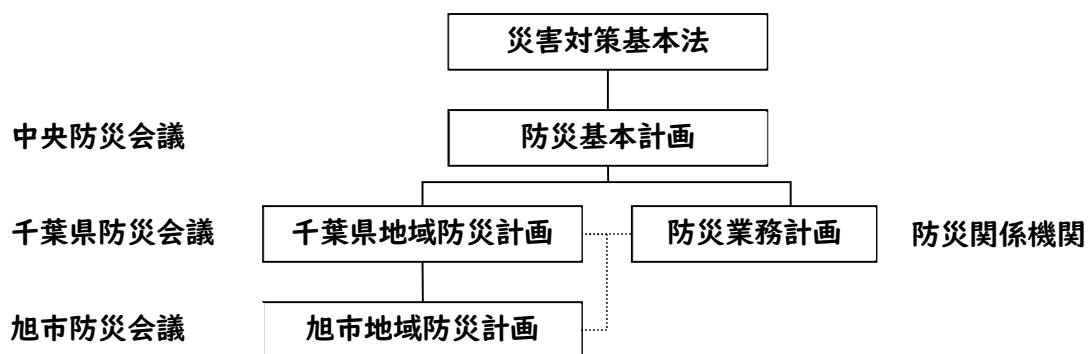
# 令和 6 年度 旭市地域防災計画修正概要

令和 7 年 3 月

## 第 1 計画の位置付け

旭市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、旭市防災会議が作成する計画で、防災関係機関や公共的団体、その他の住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

この計画は、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を有しつつ、地域の特性や災害環境にあわせた旭市独自の計画です。



## 第 2 修正方針

現行の旭市地域防災計画は、令和元年の房総半島台風や東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、令和 3 年度に修正しました。

その後も、豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っています。昨年 6 月には、令和 6 年能登半島地震の検証結果を踏まえた、防災基本計画の修正が行われました。

千葉県においても、千葉県地域防災計画、千葉県業務継続計画(地震・津波編)を修正するなど、防災力の強化を推進しています。

本市においても、災害協定の拡充、防災アプリケーションの充実、消防庁舎の建設など地域防災力の充実を図ってきました。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定が必要となっています。

これらを踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、旭市地域防災計画の修正を行いました。

## 第3 修正概要

### 1. 計画の構成

旭市地域防災計画は、計画全体の基本事項を示す総則、災害種別の計画（地震・津波、風水害、大規模事故の3種類）及び資料の5つの編で構成しています。

また、災害種別の計画（地震・津波、風水害、大規模事故）は、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の3つの局面を基本として構成しています。

今回、地震・津波編の附編に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を追加しました。

#### 〈旭市地域防災計画の構成・概要〉

| 編構成         | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 則 編       | ▶ 計画の方針、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域の自然環境、社会環境、被害想定、減災方針等を記載                                                                                                                                                                                                                         |
| 地 震 ・ 津 波 編 | ▶ 災害予防計画では、地震に強い地域づくり、社会づくり、住民等の防災力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載<br>▶ 災害応急対策計画では、災害対策本部等の防災体制、津波避難、災害防御活動、被災者支援策などを記載<br>▶ 災害復旧・復興計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載<br>▶ 附編1として南海トラフ地震防災対策推進計画では、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を記載<br>▶ 附編2として日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画では、 <u>後発地震注意情報への対応等を記載【新設】</u> |
| 風 水 害 編     | ▶ 災害予防計画では、治水、砂防、水防活動の備えなどを記載<br>▶ 災害応急対策計画では、大雨、洪水、高潮時の水防活動、避難対策などを記載<br>▶ 災害復旧・復興計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載                                                                                                                                                                 |
| 大 規 模 事 故 編 | ▶ 計画の方針、大規模事故災害に共通する活動体制を記載<br>▶ 大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故、大規模停電の災害予防計画、災害応急対策を記載                                                                                                                                                                            |

### 2. 主な修正事項

#### （1）関係法令との整合

##### ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶ 災害対策基本法施行令の改正により、緊急通行車両の事前届出制度が廃止となりました。また、災害発生前の確認手続きが可能となり、標章及び緊急通行車両確認証明書が事前に交付されることとなりました。これを踏まえ、市や関係機関が災害応急対策に使用する車両の事前確認手続きを進めることを明記しました。

【地震・津波編・2章・8 節】

## イ 災害救助法の改正に伴うもの

- ▶ 災害発生のおそれがある場合は、発災前から必要に応じて災害救助法が適用され、避難所の設置等の事務が対象経費となったことから、これらの対応を明記しました。

【地震・津波編・2章・19節】

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理が“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”と“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”に区分されたことから、これらの対応を明記しました。

【地震・津波編・2章・12節】

## ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されたことから、後発地震への注意を促す情報※が発表された場合の防災対応や平時の備え等を明記しました。

【地震・津波編・附編2】

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7以上の地震が発生し、大規模な地震が後発する可能性が高まった場合に気象庁が発表する。

## (2) 上位計画等との整合

### ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 立地適正化計画により都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する際は災害リスクを考慮してハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとされたことから、水害、土砂災害のリスク評価を踏まえ、水害、土砂災害に強い土地利用の推進に努めることを明記しました。

【地震・津波編・1章・3節】

- ▶ 生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査をし、安否不明者の絞り込みを行うことを明記しました。

【地震・津波編・2章・2節】

- ▶ 令和6年能登半島地震の検証結果を踏まえた改訂（令和6年6月防災基本計画の修正）

① 円滑な受援のため、応援職員等の宿泊可能な施設や仮設可能なスペースを事前にリスト化するよう努めることを明記しました。

【地震・津波編・1章・1節】

② 避難者の円滑な受入れのため、指定避難所のレイアウト等の利用計画の事前作成、家庭動物の受入れ方法等の事前周知、車中泊避難者の支援体制の整備に努めることを明記しました。

【地震・津波編・1章・5節】

### イ 千葉県地域防災計画の修正や県の調査・指針の改訂

- ▶ 長周期地震動階級3以上が観測された場合、千葉県では情報収集体制をとることから、当市においても注意配備をとることを明記しました。

【地震・津波編・2章・1節】

- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う千葉県災害福

社支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記しました。 【地震・津波編・2章15節】

- ▶ 新川、七間川の洪水浸水想定区域が指定されたことから、浸水想定区域の特徴や浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設(水防法に基づき避難確保計画の作成等を義務付けるもの)を追加しました。 【総則編・第4節、資料編】
- ▶ 違法盛土の総点検結果等を踏まえ、危険な盛土については関係法令に基づいて県と連携して撤去命令等行うほか、対策が完了するまでの間に避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合は、県に助言や支援を求めることを追加しました。 【地震・津波編・1章・2節】

### (3) 市の取組等の反映

#### ア 防災アプリケーションの充実

- ▶ 防災アプリケーションを充実し、防災マップや各種ハザードマップをスマートフォンで閲覧できるようにしたことから、アプリを活用した防災情報の普及を図ることを明記しました。 【地震・津波編・1章・1節ほか】

#### イ 災害協定の拡充

- ▶ 廃棄物処理事業者と災害廃棄物の処理等に関する災害協定を新たに締結したことを踏まえ、災害応急対策においてこれらの協定を活用することを明記しました。 【地震・津波編・2章・11節、資料編】

#### ウ 災害廃棄物処理計画の策定

- ▶ 旭市災害廃棄物処理計画を策定したことを踏まえ、災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、進捗管理を適切に災害廃棄物の処理を実施することを明記しました。 【地震・津波編・2章・11節】

#### エ 防災拠点の見直し

- ▶ 仁玉コミュニティ広場は銚子連絡道路(国道126号バイパス)の予定地であること、また、海上野球場は消防庁舎の建設地であることから、応急仮設住宅建設候補地及び災害廃棄物仮置場候補施設からこれらを除外しました。 【地震・津波編・2章・11節、資料編】

#### オ 指定福祉避難所の指定等

- ▶ 災害対策基本法に基づく指定福祉避難所を指定したことから、指定した施設を明記しました。また、指定避難所、指定一般避難所、指定福祉避難所の定義を明確にしました。 【資料編】

#### カ 優先復旧上下水道施設

- ▶ 災害時に復旧を優先すべき上水道施設、下水道施設、農業集落排水施設を明確にしたこと、また、補給水利を明確にしたことから、それらの一覧を明記しました。 【資料編】